

別表 規制の特例措置等の提案書
提案団体名:京都市・京都府

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	文化財に匹敵する価値を有する建物・庭園に対する相続税、固定資産税等の税制優遇措置	文化財に匹敵する価値を持つ大規模邸宅や庭園でありながら、文化財指定や景観重要建造物の既存制度では保存できないものが多く存在する。特に、相続や維持管理の問題により、その維持・継承が危ぶまれているものもある。	京都市独自の認定制度で認定された建物や庭園等について、指定文化財に係る税制上の措置に準じた税制優遇措置。	既存制度では保存できない建物や庭園等を保存・継承するための京都市独自の制度・支援策を検討しているが、当該制度を実効あるものにするため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法 地方税法	財務省 文化庁 総務省		○				
	適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置	京町家等の伝統的建造物の多くは建築基準法上の既存不適格建築物であるため、耐震改修や適切な維持管理が難しいという課題があり、結果として相続時に継承を断念して売却され、相続税の支払いに重用するケースが多く見られる。	適切な維持管理を行っている期間においては相続税の納税を猶予する税制優遇措置。	京町家の保全・継承を促進するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法	財務省 国土交通省		○				
	景観整備機構が交付する京町家等の改修の助成金を税法上の収入とししない措置	景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金（京町家まちづくりファンド）が、現在、課税対象となっている。	景観整備機構が交付する京町家等の改修等に対する助成金を税法上の非課税とする税制優遇措置。	京町家等の改修を促進するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	所得税法	財務省 国土交通省		○				
	旅館業法の構造設備基準の緩和	京町家を旅館として活用するためには旅館業法で求める帳場の設置や最低客室数など構造設備基準が障壁となっている。	旅館業法の構造設備基準の緩和。	宿泊施設に対する多様なニーズに応えるため京町家旅館の普及促進に取り組むとともに、京町家の保全継承にも寄与するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	旅館業法	厚生労働省	○					
	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修に対し、登録免許税を減免	外国人観光客が多く訪れる京都の五花街の歌舞練場や茶屋については、伝統的建築物がほとんどであるが、景観として保全しつつ、施設として、多くの外国人観光客等に対応するための建替や改修が必要となっている。	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修に対し、登録免許税を減免	歌舞練場や茶屋の建替、外国人観光客向けの改修を促進するため	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	登録免許税法	財務省		○				
	茶屋の伝統を継続するための相続税の減免	京都五花街の茶屋は、伝統芸能の保存継承と街並み景観づくりに大きな役割を果たしているが、伝統的建築物であることから維持管理が難しいことや、後継者の問題により、相続時に継承を断念して売却され、相続税の支払いに重用せざるを得ないケースがある。	茶屋の伝統を継続するための相続税の減免	茶屋の保全・継承を促進するため	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	相続税法	財務省 国土交通省		○				
	文化財を創造的に活用するための文化財保護法に基づく手続の簡素化・迅速化など	現行制度では、必ずしも文化財の活用を前提とした仕組みとなっていないことから、例えば、寺院神社をMICE等で有効活用しようとしても規模によっては認められない可能性があるなど許可基準が必ずしも明確でない上に、認められる場合でも手続きが煩雑で時間がかかるなどの課題がある。	文化財の観光やMICEでの活用について、文化財保護法に基づく権限を文化庁から地方へ移譲することによる手続きの簡素化・迅速化など。	京都市及び所有者による文化財活用が十分に図れないことから、京都市独自の文化財保護施策を展開する必要がある。そのために、現状変更許可事務の全体を委譲されるこ	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	文化財保護法	文化庁	○					

				とにより、創造的に活用することが可能となり、質の高い観光を提供することができるため。											
	免税店の登録要件の緩和、免税手続の簡素化、対象品目の拡大、対象限度額の引下げなど	外国人観光客の主な訪日動機のひとつに「ショッピング」があるが、現行制度では食料品や飲料類は対象外となっている。また免税となるのは購入額の合計額が1万円超の物品であることといった条件が課されているほか、煩雑な免税手続、免税店の開設許可要件などが、免税店の普及促進の障壁となっている。	外国人観光客免税店の登録要件の緩和、免税手続の簡素化、対象品目の拡大、対象限度額の拡大。	煩雑な免税手続等を改善することで、免税店の普及促進を図り、外国人観光客のニーズを踏まえた質の高い観光を提供するため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用	消費税法 消費税法施行令 消費税法施行規則	財務省 観光庁	○						
	買入地の森林景観形成のための財源措置	古都保存法に基づき、歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れ、維持管理や施設整備を行っているが、買い入れた土地が広大で多額の費用を要するため、十分な維持管理が行えず、危険木が放置される等山林については荒廃し始めている。	古都保存法に基づく買い入れた土地の適切な維持管理のための財源措置の拡充。	財政措置の拡充により、景観資源、更には観光資源等としての良好な森林景観を形成することができるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	古都保存法第12条	国土交通省			○				
	田園景観保全のため稲作に対する助成制度の創設	古都保存法に基づき策定した京都市歴史的風土保存計画において、嵯峨野歴史的風土特別保存地区で田園景観の保存を講ずることとしているが、水田地域では稲作の収益性が悪く、畑作に転換する農家が増加し、水田景観の減少が見られる。	稲作を維持するために必要な、水路の維持や稲木の補修等に対する助成制度の創設。	助成制度の創設により、嵯峨野歴史的風土特別保存地区における稲穂たなびく田園景観の保全がはかれるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	古都保存法第5条第1項	国土交通省			○				
	道路管理者への財政措置の拡充	京都市では、幹線道路に加え、とりわけ歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺を重点的整備対象地域に定め、無電柱化を集中的に進めているが、もともと大きな費用負担を要する事業である上、本市の狭隘で入り組んだ道が多いという道路事情により、更に多くの経費を要しており、多額の事業費負担が、進捗を妨げている。	道路管理者への助成制度の拡充。	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	電柱の撤去等への助成制度の創設	景観に配慮すべき地区では、電力・通信の需要が少ないことを理由に、一般に電線管理者側が無電柱化実施の合意に前向きではない。合意を得られなかった路線については、国庫補助事業として採択されない。また、合意路線では、電線共同溝完成後の入線や電柱の撤去等の費用を各電線管理者が負担することとなるが、各電線管理者の予算確保が難しく、電柱撤去までに2～3年の期間を要している。	合意路線における無電柱化に際し電線管理者が行う入線（架空線の撤去）や電柱の撤去等の経費負担への助成制度の創設。	電線管理者側が合意を躊躇する要因の一つである入線や抜柱工事に要する経済的負担を軽減し、合意を促すことで、歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援	無電柱化に当たり、地下に埋設された電線類を維持管理するために必要な地上機器については、設置場所の確保が課題となっており、無電柱化の妨げとなっているケースがある。	コンパクトな地上機器等の技術開発への財政支援。	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素である電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	—	国土交通省			○				
	舗装等のグレードアップに対する財	京都市は歴史都市の特性として、歴史的町並みを形成する細街路をはじめ、舗装等のグレ	舗装等のグレードアップを補助対象とす	歴史的景観を阻害している極めて大きな要素であ	世界の人々が日本文化の神髄と美し	美しい町並みと歴史的風土の保	—	国土交通省			○				

	政措置の拡充	ードアップが求められるが、石畳舗装とする場合、通常の舗装より約10倍の多額の経費を要するにもかかわらず、通常の舗装からのグレードアップ分は補助対象とされていない。	る財政措置の拡充。	る電柱や電線類をなくす取組を集中的に進めるため。	い町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	存・活用、三山景観の保全・再生											
	ナラ枯れ、マツ枯れ被害木伐採時の地権者同意に係る規制緩和	京都の景観を特徴付ける重要な要素である京都三山は、木材として利用することを目的とする経済林ではないため所有者が不明なものも多く、また相続等により山林が細分化され、山林の保全管理が困難になっている。近年、ナラ枯れなどの原因となる病害虫の防除対策を重点的に実施しているが、被害木の伐採を推進する上で地権者の同意を得ることが課題となっている。森林法（平成24年4月1日施行）が改正され一部規制緩和がなされたが、被害木の伐採には、市町村による通知、勧告、都道府県知事に対する調停など種々の手続きが不可欠であるため、機動的に対応できるよう更なる規制緩和が必要である。	ナラ枯れ、マツ枯れ伐採時の地権者同意について、現行法に基づく市町村による通知、勧告、都道府県知事に対する調停等（森林法第10条の10、11関係）の手続きから、所有者への通知のみで伐採可能となるよう規制を緩和。所有者不明地については、対象地番の掲示により通知したものとみなす。	被害調査から蔓延防止のための伐採までを一体的に実施することにより、機動的かつ地域の実情に応じた病害虫の防除対策を行うため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成	美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、三山景観の保全・再生	森林法	林野庁	○								
	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	社会資本整備総合交付金交付要綱において、充実可能な事業や国の補助率などが厳密に規定されている。	社会資本整備総合交付金の補助率及び使途の拡大	世界一流のオペラをはじめ多様な舞台芸術の開催や、M I C E開催も可能な施設として、京都会館の再整備を進めるため。	世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成 世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造 ほんものの文化・芸術を学ぶ場の提供	—	国土交通省			○						
	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには法的規制が多く、現行の在留資格制度では、十分な技能を身に付けることが困難である。	働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和	京料理を学びたい世界中の若者を受け入れ、本場の料理店で働きながら修業する場を提供することにより本格的な京料理を世界に向けて発信し、日本料理の市場を拡大するため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	本格的な京料理の世界への発信	出入国管理及び難民認定法	法務省	○								
	火薬類取締法に基づく省令で規定されている火薬類の消費可能数量を緩和	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（経済産業省令で規定する一定の量（火薬15g以下の煙火50個/1日など）以下は除く。）。	安全性の確保を担保したうえで、地方自治体が必要な特例を設けることを可能にする。	爆発物を扱う規模の大きな現代映画にも対応し、映画ロケ現場を観光地として、誘客や映画産業活性化につなげるため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	海外からの映画撮影誘致などによるコンテンツ産業振興	火薬類取締法	経済産業省	○								
	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化	コンテンツ分野での高度人材の交流を促進するためには、ポイント制の導入などにより、一定の条件を満たす外国人の出入国手続を簡素化する必要がある。	外国人映画スタッフ・クリエイターの入管手続の簡素化	海外からの映画撮影の誘致を推進するとともに、日本の誇るコンテンツ分野での高度な若手人材の交流を促進するため。	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	海外からの映画撮影誘致などによるコンテンツ産業振興	出入国管理及び難民認定法	法務省	○								